

「みなし指定事業所における独自コード(A7)算定にかかる届出書」と 「サービスコード表(独自)」にかかる訂正・追加について

「みなし指定事業所における独自コード(A7)算定にかかる届出書」とサービスコード表(独自)については、これまでの介護サービス事業者連絡会で説明してきましたが、下記のとおり訂正と追加がありますので、ご対応をお願いします。

1 みなし指定事業所における独自コード(A7)算定にかかる届出書について

当該様式については、平成29年3月8日の第8回介護サービス事業者連絡会において、要支援2の方が通所介護相当サービスを週1回程度利用する場合に必要となるため、届出をお願いしたものです。

しかしながら、本市の総合事業においては、介護相当サービスと緩和基準サービスを併用する場合については、回数単価となるものであり、回数単価で請求するためには、独自コード(A7)算定にかかる当該届出が必要となりますので、基本的には市内のみなし指定事業所については、届出をお願いします。

なお、今回の訂正に伴い、当該届出様式が一部変更となりました(磐田市ホームページ掲載済)。また、当該届出については、届出書のみの提出としておりましたが、添付書類も必要となりますので、ご確認をお願いします。

■訂正前・訂正後比較表

項目	訂正前	訂正後
届出が必要な場合	要支援2の方が通所介護相当サービスを週1回程度利用する場合	・要支援2の方が通所介護相当サービスを週1回程度利用する場合 ・ <u>回数単価で請求する場合</u>
添付書類	添付書類なし	・ <u>第1号事業費算定に係る体制等に関する届出書</u> ・ <u>介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(保険者独自サービス)</u> ※いずれも様式は磐田市ホームページに掲載されています。

2 サービスコード表(独自)の追加について

平成29年1月11日の第6回介護サービス事業者連絡会において、訪問型サービス(A3)及び通所型サービス(A7)のサービスコード表を配布しましたが、通所型サービス(A7)のサービスコード表において、要支援2の方が週1回程度利用する場合の加算・減算等のサービスコードの記載がありませんでしたので、追加します。別紙サービスコード表の網掛け部分が追加した部分となりますので、ご対応をお願いいたします。なお、訂正したサービスコード表は磐田市ホームページに掲載してあります。